

平成20年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成20年3月4日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議第 5号 竜王町行政手続条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第 6号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 7号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第 8号 竜王町後期高齢者医療に関する条例 |
| 日程第 7 | 議第 9号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第10号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議第11号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議第12号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議第13号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議第14号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議第15号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議第16号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議第17号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第16 | 議第18号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議第19号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議第20号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第19 | 議第21号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議第22号 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第21 | 議第23号 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第22 | 議第24号 平成20年度竜王町一般会計予算 |

- 日程第 2 3 議第 2 5 号 平成 2 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第 2 4 議第 2 6 号 平成 2 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算
- 日程第 2 5 議第 2 7 号 平成 2 0 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議第 2 8 号 平成 2 0 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議第 2 9 号 平成 2 0 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議第 3 0 号 平成 2 0 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議第 3 1 号 平成 2 0 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議第 3 2 号 平成 2 0 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議第 3 3 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 2 議員派遣について

2 会議に出席した議員（10名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
6番	圖司重夫	7番	貴多正幸
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（2名）

5番	山添勝之	8番	蔵口嘉寿男
----	------	----	-------

4 会議録署名議員

9番	菱田三男	10番	小森重剛
----	------	-----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
副町長	勝見久男	教育長	岩井實成
会計管理者	青木進	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監	宮本博昭
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	健康推進課長補佐	澤井義雄
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
教育次長	松浦つや子	学務課長	木村公信

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午後 1 時 0 0 分

議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、10人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第1回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご繁忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本年は、例年になく2月に雪が多く降り、寒い日が続きましたが、皆さま方におかれましては、お変わりなく、ご健勝にて日々議会活動にご専念いただき、併せて町政万般にわたり格段のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、今日まで議会議員の皆さま方をはじめ各関係者皆さまの深いご理解とご協力のもと、若者が住みたくなるまちづくり、活力のあるまちづくりに取り組んでまいりました。

重点目標に上げておりました「まちの中心核づくり」と「インター周辺整備」がいよいよ平成20年度から実行できる段階となってまいりました。

これも地域住民の皆さん方のご理解とご協力、さらに議員各位のご指導があったことであり、重ねて厚くお礼を申し上げる次第であります。

このことをしっかりと受け止めさせていただき、一日も早い完成を目指し、竜王町住民の皆さん方に、うるおいのあるまちづくりが実感いただけるよう、その実現に向け取り組んでまいる所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。

また、竜王町の今後のまちづくり計画につきましては、市町合併も含め数多くの提示をさせていただいておりますが、何分にも重要なものばかりでありますので、焦らず一步一步着実に進めてまいりたいと考えておりますことを申し述べ、私の新年度に向けての所信とさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、本定例会に提案させていただく案件は、条例制定1件、条例改正11件、平成19年度一般会計補正予算および平成19年度特別会計補正予算で7件、平

成20年度一般会計予算および平成20年度特別会計予算で9件、町道路線の変更1件、計29件の議案を提出させていただいておりますので、会期中、慎重審議をいただき、お認めを賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、9番 菱田三男議員、10番 小森重剛議員を指名いたします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。

山口町長。

町長（山口喜代治） 本日、ここに平成20年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件のご審議を願うことにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を述べさせていただきます。

平成の時代になって早くも20年という節目の年を迎えるところでありますが、日本の今後の成熟した社会づくりに向けてどのように舵^{かじ}を取るのかが問われる状

況にあると考えております。

国におきましては、昨年10月に福田内閣が誕生しましたが、国民の政治と行政に対する信頼の回復を最重要課題に掲げられ、先に定められました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の実現、つまり「希望と安心」の国づくりに向けて堅実な取り組みがなされようとしております。

しかしながら、2月発表の月例経済報告においては、景気の下振れリスクが高まっており、「景気の回復が緩やかになっている」という表現のもとに、景気判断を下方修正されるとともに、「国内経済は当面景気が減速し、物価は上昇を続けると見られるが、その後は物価安定のもとで緩やかな拡大を続ける可能性が高い」と結ばれております。

つまり、改革と成長のバランスを的確に見きわめながら、国においてもその舵取りを慎重にさせていただく必要があると感じたところであります。

次に、県土を取り巻く状況であります。嘉田知事の「もったいない宣言」から、滋賀県の「財政非常事態宣言」へと局面が変わろうとしております。

既に発表されておりますとおり、421億円もの歳入不足を抱えた平成20年度の滋賀県予算、去る12月に策定されました滋賀県基本構想「未来を拓く共生社会へ」についても、財政計画との関連において大きな課題を残すものとなっております。

特に、危機的な財政運営を迫られている大きな要因が、国の大幅な地方交付税の削減にあること、三位一体の改革による税源移譲等により地域格差が拡大していることから、地方法人税改革を含め、抜本的な税体系の見直しが国において近くなされようとしている実態から、地方がそれなりのバランスを保っていても、国の舵の切り方により大きなリスクを背負う地方の姿があることを見逃してはならないと考えております。

このように、厳しい国や県の状況ではありますが、首長に就任させていただいてから早くも4年目の春を迎えようとしております。

その4年間の動きを少し振り返らせていただきますと、私の行動指針に「人がまちをつくり、まちが人をつくる」を掲げ、住民一人ひとりの顔が見え、ぬくもりが感じられる地域に根差した独自のまちづくりを目指してまいりました。

しかし、現実にあっては、「行政改革」という名の嵐が吹き荒れる中で、厳しいまちづくりであったと思われまます。

特に、財政面では、総合運動公園や道の駅の整備など大型建設事業の施行によ

る町債が増加し、その返済の時期が集中することとなっております。

そのため、起債償還の平準化を図るべく、平成18年度において借換措置を講じ、着実な償還計画のもとに財政の健全化に取り組ませていただきました。

また、出を制するとともに収入の糧を切り開くため、企業の誘致にも懸命に取り組みをさせていただき、名神竜王インターチェンジ周辺の開発がようやく明るい兆しが見えかけてまいりました。

企業を誘致しようとしても、まちづくりの線引きが市街化調整区域ばかりではいかがともしがたい現実の姿がありましたことから、国土利用計画の見直しにも着手させていただき、中心核整備ならびに県有地の工業用地への転換等において計画を具体化させていただきました。

また、人づくりのもととなる学校教育施設の整備には、若干の遅れがあると感じておりましたので、一定の整備をさせていただきました。

さらに、国の目指すスリムな行政体質への移行についても、権限移譲の名のもとに、国や県から市町村に仕事が任される中で、行政改革集中改革プランを策定して、課や係の統廃合を図り、行政職員の削減にも10名余りの削減という結果と、効果を上げてまいりました。

これらの厳しい行政改革の結果、平成19年度末には、財政調整基金、減債基金、教育厚生基金ともに、新たに積み立てを実施するめどが立ち、併せて町債残高も着実に減少させるなど、平成20年度に私が実現したい3つの柱、「まちの中心核づくり」「インター周辺整備」「若者定住のまちづくり」への基盤と体勢が整ったこととなります。

特に申し上げたいのは、なかなか姿や形が見えてこない中での各位のご理解とご支援についてであります。箱物や道路の建設は発注すれば姿があらわれますが、改革という新たなまちづくりの路線を引き直すことには、「忍耐」と「協調」という力強い二文字が不可欠であったと感じます。町民皆さまをはじめ議会議員皆さまのご支援とご指導のたまものにより成し得た結果であると受け止めていただいております。

次に、その行政改革の最たるもの「合併」についてであります。理論的には国や県の長期的な財政事情や右肩下がりの経済指標、さらには人口減少時代を踏まえると、小さな経費で大きな効果を上げるためには、人口10万あるいは30万人程度の自治体を目指すべきという結論が学者からも聞かされております。

また、皆さんが合併について議論をされる時、今の自分にとって損か得かとい

う視点、あるいは町にとって都合がよいかどうかという視点になりがちであります。合併は20年、50年、100年先をも見据えた世紀的な課題であり、十分な議論を踏まえずに行動に走り、将来に禍根を残してはならない重要な問題であります。

こうした観点から、識者を含めた市町合併推進検討会議での検討、竜王町議会合併調査特別委員会活動での調査活動をお願いするとともに、職員による地域住民への時局に応じた状況説明、さらには町広報をもつての継続した情報提供に努めてまいりましたが、市町合併においてはまだまだ慎重論が根強いと聞いております。

しかしながら、合併問題は今の自分たちの問題ではなく、将来、竜王町に住む子どもたちの問題であるという認識に立って方針を定めていく必要があると思っております。

将来にわたっての自分たちの足元を見きわめる時期、それが今であると判断しますが、合併は相手のあることでもあります。このことから、それなりの時間も必要であると考えております。

これらの状況から、市町合併推進検討会議の提言も尊重させていただき、一定の方向を示唆する中で、さらなる住民議論を踏まえ、ともに判断をしてまいりたいと考えております。

さて、平成20年度の具体的な行政執行についてであります。前述いたしましたように、3本の柱の具体化に向けてさらなる取り組みをさせていただきますが、滋賀県の財源不足に係る影響を極力抑えるため、限られた財源の中ではありますが、一定の措置をさせていただくとともに、町の財政計画と建設計画の整合を図り、新たな建設事業も駆使しながら、地域住民の皆さま方が安心して住み、未来に向かって希望を持って生活いただけるよう予算も措置させていただきましたので、今後の行政運営につきまして変わらぬご支援、ご協力をお願いする次第でございます。

次に、施策の大綱であります。7点述べさせていただきます。

まず1点目には、「安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり」

今年で阪神・淡路大震災から13年が過ぎ、あの惨事の記憶もややもすると薄れがちになってしまっていますが、災害はいつやってくるかわかりません。特に、近年、新潟をはじめとする北陸地方での地震も頻発していることから、災害への備えは常に心しておかなくてはなりません。

こうしたことから、前年度に耐震改修促進計画および地震防災ハザードマップを作成してまいりましたが、さらに災害に強いまちづくりと減災に力点を置いて、町防災計画の見直し作業を進めるとともに防災訓練の充実等に努めます。

併せまして、増加傾向にある犯罪や交通事故の防止対策につきましても、地域住民の皆さまと協働して啓発や被害の軽減に向けた実践活動に取り組んでまいります。

2点目であります。「快適でうるおいのある生活環境づくり」

住んでよかったと言える快適でうるおいのあるまちづくりを目指す中で、にぎわいのある中心核づくりとともに、道路や橋梁、交通等のインフラ整備は不可欠なものであります。

そのため、具体的な手法として、まちづくり交付金事業を活用した町道西通り線・町道小口八重谷線歩道設置事業等を実施することとしております。

また、前年度より各地区において実践いただいております「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、農村が持つ農地や農業用水などの資源を琵琶湖にも配慮しながらきちんと管理し、その上で豊かな生態系や心和む田園景観を育む農村環境をつくるため、引き続き実施し、その実現を目指します。

主体的な地域づくりを促進する、自ら考え自ら行うまちづくり事業につきましては、昨今、遊具の事故が多発しているため、助成枠を緊急対策枠として設け、児童遊園での安全確保と事故防止に努めます。

また、庁舎周辺を中心核づくりの推進、公共交通対策ならびに篠原駅周辺都市基盤整備事業の具体的な推進、安全で快適な道路環境の整備と維持修繕等による機能向上などに努めてまいります。

次に、3点目であります。「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」

活力ある地域づくりに資するため、まちづくり交付金事業の一環として、竜王インターチェンジ地先の公有地の効果的な活用方法の検討、さらには町の中心核が地域再生に向け有効な機能を発揮し得るよう、タウンセンターデザイン計画等を策定してまいります。

町の基幹産業であります農業の活性化については、農作物ブランド化マーケティング調査の実施や、集落ぐるみ産地育成対策事業補助、農村総合整備事業など、集落営農の推進や産業として経営の成り立つ農政の推進、条件整備を図ってまいります。

また、年々観光誘客数が増加している当町にあって、山之上農林公園施設につ

いては、販売所や公衆トイレ・駐車場が狭小となり、その充実に向け準備を進めるところでございます。

なお、畜産振興についても、産業フェアの開催や看板設置、ポスター作成などを通じて、「近江牛のふる里」竜王を積極的にPRしてまいります。

次に、4点目であります。「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」

少子高齢化社会が進行し、人口減少の時代へと転じた現在、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するとともに、豊かな長寿社会を築くため、保健・福祉・医療等の社会保障システムを持続的かつ総合的に推進することが重要であります。

中でも、次世代育成支援対策につきましては、放課後児童健全育成事業の充実や障害児の早期発見・早期療育のための仕組みづくりが重要であり、発達支援員を配置するとともに、乳幼児健診時はもとより、あらゆる発達段階におきまして、それぞれの機関と連携を図り、一人ひとりの特性に応じた支援が継続して実施されるよう調整を図るものであります。

また、障害者の福祉対策につきましては、制度移行に伴います激変緩和措置を講じるとともに、各専門機関等との連携を深め、各種総合相談支援事業の充実を図ってまいります。

高齢者対策につきましては、団塊の世代の方々が定年退職を迎えられ、今後、高齢者となられる状況が迫り、高齢社会が急速に進展する中、「いつまでも住み慣れた地域で自立した生活」を送れるよう、介護保険事業計画・老人保健福祉計画の見直しを行い、基盤整備やサービスの充実を図ります。

また、平成20年4月に施行されます後期高齢者医療制度の円滑な導入に向けて、所要の整備を図るものであります。

次に、5点目であります。「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」

社会の変化に対応し、時代の要請に的確に応えるたくましい人づくりが求められていますが、そのためにはお互いの人権を尊重し合い、男女が共同して参画できる社会を構築することが必要であります。

また、学校教育はもちろんのこと、幼児から高齢者に至るまでの全町民を対象とした生涯学習の推進とともに、実践活動の定着化が重要であります。

なお、学校教育および生涯学習につきましては、教育長より「教育行政方針」で詳細に説明をいたします。

次に、6点目であります。「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」

町の恵まれた文化遺産を継承し豊かな自然を保全するとともに、地域住民の主体的な文化活動を支援しながら、個性豊かな地域文化の創造と薫り高い文化が根づくまちづくりに努めます。

また、文化を育む感性を養うための諸施策の効率的な執行に努めるとともに、文化施設の有機的な連携と運営を図るほか、歴史・史跡や文化遺産を活かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、7点目であります、「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」

第4次竜王町総合計画に基づき策定された国土利用計画と都市計画マスタープランを推進し、町の活性化を図ります。

また、地方分権の推進と市町村合併が進められる中、町民の皆さまのご理解とご支援をいただく中で、竜王町行政改革集中改革プランに着実に取り組み、地域創造のまちづくりを町民の皆さまと一丸となって進めてまいりたいと考えております。

特に、合併問題につきましては、竜王町市町合併推進検討会議の提言を踏まえながら、住民の意向・意見等を十分に把握して対応してまいりたいと考えております。

以上、執行方針とさせていただきます。

議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 引き続きまして、竜王町教育行政方針についてご説明申し上げます。

改革の基盤は人づくりにあり、国におきましては教育の再生を目指して教育改革が進められております。時代や社会が激しく変化する中で、真に豊かで教養のある国としてさらに発展していくために、さまざまな課題を乗り越え、切磋琢磨しながら新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指しています。

竜王町におきましても、教育のあらゆる分野において知・徳・体のバランスの保てる人としての資質を養い、人間力向上のための教育を推進していく必要があります。

近年、連帯意識の欠如とともに、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の希薄化が大きな問題となっております。国際化や価値観の多様化・複雑化が進む中で、国や県の動向を見きわめながら、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」を信条

に、人が育つまちづくりを推進していきます。

学校教育におきましては、学習指導要領のもとで、自ら学び主体的に判断行動し、問題解決をする資質や能力などの「確かな学力」、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そしてたくましく生きるための「健やかな体」など、『生きる力』を身につけた子どもの育成を推進します。

また、近年、幼児・児童・生徒が被害に遭うという事件が多く起こっています。このような痛ましい事件は、園や校内における安全対策に加え、地域ぐるみの防犯対策がより重要になってきています。

そのため、今まで以上に教職員の危機管理意識の高揚と子どもたちの安全確保体制、ならびに施設の整備に努め、保護者や地域、関係機関が相互に連携して地域コミュニティづくりを進め、安全と安心の教育環境づくりに努めます。

食の教育では、知育・徳育・体育の基礎となることを踏まえ、教育活動全体で取り組むとともに、家庭との連携を図りながら進めていきます。

社会教育では、人生80年と言われる中、人生各期における学習機会の提供と、その学習成果を生かすことのできる仕組みづくりが必要です。

また、社会環境の変化に伴い、低下しつつある家庭や地域の教育力の回復、誰もが人として認め合う社会の実現に向けた人権教育の推進、明るい未来を創造するための青少年の健全育成や社会参加を支援します。

このことを通して、町民一人ひとりが自分らしく生き生きと輝いた人生を送るため、学校教育と社会教育との連携と融合を進め、協働することにより、生涯を通じて、文化・スポーツなどあらゆる分野で、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学びが実践できる心豊かな生涯学習社会のまちづくりを目指します。

このような認識に立ち、「町民憲章」の精神のもと、地域社会の発展に尽くそうとする資質や能力を培うため、平成20年度の教育行政の基本目標を「新しい時代を拓く魅力あるたくましい人づくり」としました。この目標を達成するための主要施策として、次の5つの柱を掲げ、関係機関・団体との緊密な連携のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な教育行政の推進に努めます。

まず、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指す生涯学習社会の構築」では、生涯現役時代を見据えた町民個々の生涯学習を支援し、町民の生活の中に息づく芸術文化の質の向上ならびに生涯スポーツの振興発展を目指すまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。

そのため、学社協働の考えを大切にし、学校・園と家庭や地域社会、公民館・

図書館や運動公園などの社会教育機関や施設および社会教育関係団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かした効果的な活動を進めます。

図書館におきましては、学びの拠点施設として、必要な資料の収集や保存の充実を図るとともに、住民への情報提供を積極的に行います。

また、昨年度策定しました「子ども読書活動推進計画」をもとに、さらに子どもたちが本に親しむ機会づくりに努めます。

公民館においては、社会教育の拠点とし、生涯学習の場として、また青少年の居場所・体験活動の場として、文化協会との連携を図りながら公民館事業を充実します。

社会体育では、生涯スポーツの振興を図るため、昨年度より地域振興事業団に一部事業委託を行っております。本年度においても、体育振興協会との連携のもと一層の充実に努め、町民の健康維持増進に努めてまいります。

また、全国スポーツ・レクリエーション祭が県内で開催されるに伴い、当町におきましてもフライングディスク大会を開催し、県内外の人々との交流やスポーツに親しむ環境づくりをさらに推進をします。

貴重な文化財や伝統文化が多くみられる我が町では、その価値を守り保存、継承すべく、文化財調査や資料整理などを実施します。

また、歴史学習や地域学習の場を通して情報発信を行うなど、歴史や文化資源を活かした町づくりを推進します。そして、町民が身近なものとして親しみを感じ郷土を思う心と町民の文化意識の向上を図ります。

次に、「豊かな感性を培い、集団との関わりを重視し、知的欲求や行動意欲を引き出す「後伸びする力」を育む幼稚園教育の推進」につきましては、少子化に対応して早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、3年保育を実施し、多くの成果があらわれてきております。

さらに、その充実を図るとともに、家庭との連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき遊びや体験を通して、発達段階に応じた基本的な生活習慣や豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した幼児教育を推進します。

特に、発達に応じて集団との関わりを重視した安全指導や生活習慣の確立を図るとともに、個々の子どもの「知りたい」「やってみたい」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を家庭・地域と協力し合って推進します。

また、「食育」を推進する上で、給食指導や家庭・関係機関との連携のもと、将来につながる正しい食事のあり方や、望ましい食習慣を身に付けさせる指導の工

夫を図ります。

そして、保育園・幼稚園から小学校への移行がスムーズに図れ、生活指導や学習指導の連続性が確保されたものとなるよう、保・幼・小の園児・児童や校員の教職員の交流に努めるとともに、多くの人や物と関わる中で、「生きる力の基礎」を育成し、「後伸びする力」を育む教育を推進をします。

また、子育てを支援する視点から、幼稚園における「預かり保育」を教育活動としてとらえ、その構想を地域の実態や保護者の要望を把握する中で検討をしていきたいと思えます。

次に、「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」、そして「健やかな体」を育み、安全で安心な学校づくり」につきましても、小・中学校では、学習指導要領に基づき、基礎・基本の着実な定着を図り、体験活動を重視した学習指導の充実により、自ら学び考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し行動できる「確かな学力」を育む教育を推進をします。

また、家庭での学習習慣の確立や総合的な学習時間の工夫に努め、国際理解教育や情報教育を充実させる中、コミュニケーション能力の育成を図ります。そのため、あらゆる教育活動（あらゆる教科）において、言語活動を意識的に取り込んだ授業改善の工夫についての指導を行います。

不登校や特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒については、発達支援室との連携を強力に図り、校員の体制を整え、子どもたち個々の課題についての相談機能を高め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活・学習上の困難を克服するため、適切な指導および支援を行い、さらなる特別支援教育の充実に努めます。

「命の大切さ」と「人権尊重」を基盤に、発達段階に応じた生活習慣と規範意識の確立に努め、道徳性・社会性を身につけるための道徳教育の充実に努めます。

「いじめは人間として絶対に許されない」という認識と、「いじめはどの子にも起こり、どの学校にも起こる」、こういう危機感を持ち、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応に努めます。

健康と体力を保持増進し、進んでその能力を高め、運動に親しむ態度や習慣を身につけ、体を鍛えるとともに、たくましく生きるための基礎となる食育教育を一層推進し、家庭や地域と連携しながら、健康増進のための教育を展開します。

また、読書環境の充実に努めるとともに、朝読書や読書活動を奨励推進し、豊か

な創造性を育む読書指導の充実に努めます。

そして、自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と「自らの命は自ら守る」を基本に、安全意識の高揚に努めます。

併せて、ソフト・ハードの両面から、学校・家庭・地域が連携し、安全で安心な学校づくりを推進できる環境整備の充実に努めます。

次の「人づくりまちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進」、本町では、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げ、生涯学習社会づくりの中で、町民自らの人権意識の高揚とその確立に努め、生きがいのある充実した生活の実現を目指しています。

平成7年度に「竜王町人権尊重のまち宣言」を制定以来、「竜王町人権尊重のまちづくり条例」の制定や「人権教育のための国連10年竜王町行動計画」を策定しました。平成16年度には「同和教育の深まりから人権教育への広がり」を目指しまして、「竜王町人権教育・啓発基本方針」を改訂しました。

特に、「竜王町人権教育・啓発基本方針」では、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人」「患者」「さまざまな人権問題」の8つの個別課題を設定し、それぞれについて竜王町における現状と課題を明らかにしてきました。

これらの課題を町民自らの生き方と関わる重要な問題として受け止め、人権尊重の精神が日常生活に具現化できるよう、実践的態度を培う教育・啓発の推進に努めます。

さらに、それぞれの取り組みの中で町民一人ひとりが広い視野に立ち、古い習慣やしきたり、偏見に基づいた物の見方・考え方から脱却し、「多文化共生的」な考え方を重視した教育・啓発に取り組みます。

また、昨年度実施をしました「竜王町人権問題住民意識調査」の結果を踏まえ、さらに研修内容や手法の工夫を努めます。

これらの取り組みを一層充実させるため、「竜王町人権教育推進協議会」など、住民が主体となった団体との連携を強化します。そして、町民が人権を文化として考えられるような「人権文化」を構築することにより、健康で心がふれあい、生きる喜びや幸せが実感でき、将来にわたり明るい展望を持って住みたくなる「住みよいまちづくり」の実現に努めます。

最後に「家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成」、社会情勢の変化により住民の連帯意識の希薄化や核家族化が進んでいます。どんな時代にあっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は一家団らんのもであり、子育ての場で

あることには変わりなく、子どもが安心できる居場所づくりに努めなければなりません。

親子の会話や家族とのふれあいを大切にし、年齢に応じたしつけを行い、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを身につけた心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

地域で子どもたちが過ごす時間が多くなった現在、地域の子どもたちは地域で守り育てることがますます重要になってきています。青少年が地域の一員として活躍できる場の提供や活動の支援をするとともに、大人同士の学び合いや、家庭・学校・関係機関・団体が相互に連携し、協力することで、教育力の向上を図っていきます。

そして、子育て支援の輪を広め、青少年の育つよりよい環境づくりなど、地域全体での推進体制づくりに努めます。

さらに、家庭・地域への研修の場や情報を提供し、青少年健全育成の輪を一層広めるよう、住民への啓発を図っていきます。

そして、明日の竜王を担う若者が安心して伸び伸び育ち、笑顔で暮らせる社会づくりに努めます。

なお、主要施策におけます施策の重点と具体的努力事項につきましては、以下のとおりでございますので、ご熟読くださいますよう、よろしく願いをいたします。

以上、簡単でございますけれども、教育行政の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご指導・ご指摘くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（寺島健一） 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~

|       |       |                                            |
|-------|-------|--------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 5号 | 竜王町行政手続条例等の一部を改正する条例                       |
| 日程第 4 | 議第 6号 | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 7号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 6 | 議第 8号 | 竜王町後期高齢者医療に関する条例                           |
| 日程第 7 | 議第 9号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                     |



|        |        |                                        |
|--------|--------|----------------------------------------|
| 日程第 8  | 議第 10号 | 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 9  | 議第 11号 | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 10 | 議第 12号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 11 | 議第 13号 | 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 12 | 議第 14号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 13 | 議第 15号 | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 14 | 議第 16号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 15 | 議第 17号 | 平成 19年度竜王町一般会計補正予算(第 6号)               |
| 日程第 16 | 議第 18号 | 平成 19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 4号) |
| 日程第 17 | 議第 19号 | 平成 19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第 3号) |
| 日程第 18 | 議第 20号 | 平成 19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第 4号)       |
| 日程第 19 | 議第 21号 | 平成 19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第 4号)          |
| 日程第 20 | 議第 22号 | 平成 19年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第 4号)           |
| 日程第 21 | 議第 23号 | 平成 19年度竜王町水道事業会計補正予算(第 3号)             |
| 日程第 22 | 議第 24号 | 平成 20年度竜王町一般会計予算                       |
| 日程第 23 | 議第 25号 | 平成 20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算         |
| 日程第 24 | 議第 26号 | 平成 20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算         |
| 日程第 25 | 議第 27号 | 平成 20年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算               |
| 日程第 26 | 議第 28号 | 平成 20年度竜王町学校給食事業特別会計予算                 |
| 日程第 27 | 議第 29号 | 平成 20年度竜王町下水道事業特別会計予算                  |
| 日程第 28 | 議第 30号 | 平成 20年度竜王町介護保険特別会計予算                   |
| 日程第 29 | 議第 31号 | 平成 20年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算                |
| 日程第 30 | 議第 32号 | 平成 20年度竜王町水道事業会計予算                     |
| 日程第 31 | 議第 33号 | 町道路線の変更について                            |

○議長(寺島健一) 日程第 3 議第 5号から日程第 31 議第 33号までの 29議案、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

**町長（山口喜代治）** ただいま一括上程いただきました議第5号から議第33号までの29議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第5号から議第16号までの12議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第5号、竜王町行政手続条例等の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律により、学校の種類ごとの目的および目標の見直しが図られる中で、各学校種の規定順が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校」という順序になり、発達の連続性を踏まえ、幼稚園に関する事項が各学校種の最初に位置づけられることになるため、改正するものでございます。

また、これらと同様の考え方から、「学生、生徒、児童および幼児」などのような規定がある場合につきましても「幼児、児童、生徒および学生」のような順序となるよう、一括条例改正を行うものでございます。

次に、議第6号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、この条例は、地方自治法第203条の規定に基づき特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬および費用弁償に関して定めているものでございます。

報酬および費用弁償については、近隣市町の状況やその職務の状況等を勘案して決定されており、現行の報酬額等は、平成8年4月1日から適用されているものであり、その後、据え置きになっております。

今般、学校薬剤師について、学校環境衛生の基準の一部改訂により、定期環境衛生検査、臨時環境衛生検査、日常点検およびその事後処理等、その役割が一層重要となり、出勤回数が増加したことから、それにより近隣市町で報酬の見直しがされた状況等を踏まえ、改正をお願いするものでございます。

竜王町の学校薬剤師は、滋賀県薬剤師会近江八幡支部において近江八幡市・竜王町・安土町・日野町にそれぞれ配属を決定され、それを受けて町長が委嘱をしていますが、同じ支部内で報酬額の不均衡があることから、同支部により見直しを求められたという経過がございます。

より安全な学校環境を整備するにあたり、学校薬剤師の果たすべき役割は重要であり、その職務と職責に適した報酬となるよう、現行の年額1校または1園4万8,000円を年額1校で7万5,000円、年額1園で5万円に改正を行うも

のでございます。

なお、そのほかの委員等の報酬、費用弁償については、県下の市町の状況等を調査、検討した結果、適正であると判断し、改定はいたしません。

次に、議第7号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、文言的に非常に少なく、第11条で定めをいたしております管理職手当について、文言整理のため「こえない」と平仮名で表記されているものを漢字の「超えない」に改めさせていただきますとともに、「支給割合を乗じて得た」という字句を削除させていただきましてでございます。

このことは、平成18年8月の人事院勧告において、管理職手当については、平成19年4月1日から「定率制」から「定額制」に移行するとされたことを踏まえ、今回改正させていただきましてでございます。

これは、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、民間企業において役付手当が定額化されている実態も踏まえ、定額化されるものです。地方公務員においては、国の基準を参考に職ごとに額を定めるとされました。

本町においては、勧告時点におきまして、議員の皆さまならびに特別職の報酬支給につきましては、行財政改革推進の立場から削減を図るべく所要の措置がされており、併せまして一般職に係りまして管理職手当についても、率にして平均2%を削減する措置を実施いたしておりました。今般、その制度反映を終えますことから、管理職手当の支給について100分の18を超えない範囲で職責にあった管理職手当額を規則で定め支給するものでございます。

なお、県下26市町のうち、本町を含め3町を除くすべての市町で、人事院勧告どおり平成19年4月1日から管理職手当の定額支給を実施いたしておりますことを申し添えいたします。

次に、議第8号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成20年4月1日から施行されます高齢者医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療制度が実施されます。

これに伴い、各都道府県に設置されました後期高齢者医療広域連合がこの運営を行うこととなっておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定による保険料の徴収や被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務につきましては町が行うこととなりますことから、これらを定めた竜王町後期高齢者医療に関する条例を制定するものでございます。

次に、議第9号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名改正されますことから、条文の文言整備を行うものでございます。

次に、議第10号、竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名改正されますことから、条文の文言整備を行うものでございます。

次に、議第11号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、一部負担金の根拠法令を「国民健康保険施行令」から「国民健康保険法」に改め、出産育児一時金、葬祭費の支給について、他の医療保険で給付を受けた場合に国民健康保険での支給を制限する条文を改め、40歳以上74歳までの被保険者、被扶養者の特定健診・保健指導が義務化されることより、条文整備を行うものでございます。

また、本年4月から実施されます後期高齢者医療制度では、滋賀県後期高齢者医療広域連合が葬祭費の支給額を5万円に決定されることから、本町の国民健康保険も現行の「3万円」から「5万円」に改正を行うものでございます。

次に、議第12号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日より実施されます後期高齢者医療制度により医療費の支援を若人分として明確にすることから、後期高齢者支援金が設けられました。このことにより、国民健康保険におきましても後期高齢者支援金の税率を制定する必要があることから税率の制定を行うものでございます。

次に、国民健康保険の世帯主が65歳以上の場合、年金支給額から国民健康保険税を特別徴収することとなりますことから、これらに関する関係条文の改正を行うものでございます。

さらには、後期高齢者医療制度により国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行されることにより国民健康保険税が大幅に増額となる世帯、移行前が軽減措置世帯や移行後単身世帯につきましては、税額負担を緩和するよう、所要の条文改正を行うものであります。

税率改正につきましては、平成17年度に税率改正をお願いいたしましたが、平成20年度予算を試算いたしますと、約5,000万円程度が不足してまいりますことから、制度改正の税率新設に加え、不足いたします金額を加えた税率改正をお願いするものであります。

しかしながら、急激な税率改正を避けるため、付則の中で経過措置により、被

保険者の急激な負担増を和らげるための読みかえ規定を明記するものであります。

次に、議第13号、竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきましては、町内2カ所の竜王町国民健康保険診療所は、地域住民の健康保持のため医療行為を中心とした診療業務を行っており、診療報酬や一部負担金の費用の額につきましては、上位法の健康保険法関係の費用の算定基準により適正に処理を行っているところでございますが、今般、国民健康保険診療所条例中、介護保険法に基づく費用の額、診療報酬の算定方法に基づく額について条例上の条文整備ができておりませんでしたので、今回、条文整備を行うものでございます。

次に、議第14号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、このたび、平成17年度の税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度および平成19年度において保険料の激変緩和措置が講じられてきましたが、この激変緩和措置を引き続き平成20年度も講ずることができるように、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が平成19年12月12日に公布され、平成20年4月1日から施行されることになったことに伴い、本町におきましても平成20年度に激変緩和措置を講じたく、条例でその対象者および保険料を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議第15号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、町道の道路占用料の額につきましては、道路法および道路法施行令に基づき、国が管理する道路における占用料等と整合した額を定めております。

このたび、道路法施行令の一部を改正する政令が平成20年1月18日に公布され、同年4月1日に施行されることとなったことに伴い、第2条の占用料の額につきましては、別表を道路法施行令に基づき改正させていただくものでございます。

改正内容の概要につきましては、主に政令に基づく占用物件の種類を細分化することと、占用料の額を改正するものです。この額は、先に竜王町公共料金等審査委員会に諮問し、妥当であるとの答申を受ける中において改定するものでございます。

次に、議第16号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、法定外公共物の管理におきましては、一部道路占用料徴収条例に合わ

せた形で使用料を徴収しております。

今般、道路占用料の額等の改定につきましてご審議いただいておりますが、法定外公共物使用料につきましても、額の改定を行い、道路占用料徴収条例と整合した額とするものであります。

以上、議第5号から議第16号までの12議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第8号、議第12号および議第14号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**住民税務課長（山添登代一）** ただいま町長より、議第8号、竜王町後期高齢者医療に関する条例につきまして提案説明がございましたが、その詳細につきまして説明申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨につきまして定めたものでございます。

第2条は、町が行う後期高齢者の事務につきまして定めたものでございますが、主に保険料の徴収事務や徴収猶予、減免処分、葬祭費等の書類の引き渡しなどにつきまして定めたものでございます。

第3条では、竜王町が保険料を徴収すべき被保険者について定めたものでございます。

第4条につきましては、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期につきまして定めたものでございますが、介護保険料と同様に納期を9期としたいものでございます。

第5条および第6条につきましては、保険料未納者に対する督促手数料や延滞金につきまして定めたものでございます。

第8条から第10条までにつきましては、被保険者等が虚偽の答弁や偽り、不正な行為により保険料の徴収を免れた者等に対する罰則につきまして定めたものでございます。

付則第2条につきましては、被用者保険者の被用者であった被保険者につきまして4月から9月までの半年間保険料徴収を凍結されますことから、普通徴収の納期の特例につきまして定めたものでございます。

以上、竜王町後期高齢者医療に関する条例制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、町長より、議第12号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案説明がございましたが、その詳細につきまして説明申し上げます。

第2条につきましては、課税額の限度額を定めておりますが、後期高齢者医療支援金が創設されますことから、基礎課税額56万円を47万円と後期高齢者支援金等課税額12万円に改めるものでございます。

第5条の2につきましては、後期高齢者医療制度の創設により、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となる世帯につきましては平等割額を5年間半額にするものでございます。

第6条から第7条の3につきましては、後期高齢者医療制度で保険者が支援する後期高齢者支援金等の所得割・資産割・均等割・平等割のそれぞれの税率を定めるものでございます。

第11条は、普通徴収に加えまして、特別徴収を追加をさせてもらうものでございます。

第14条から第20条までにつきましては、世帯主を含む世帯全員が65歳以上の世帯の場合に限りまして、世帯主の年金給付額から国民健康保険税を徴収することとなりますことから、特別徴収につきましての所要条文を追加するものでございます。

第21条につきましては、国民健康保険税の軽減措置につきまして定めておりますが、国民健康保険において軽減措置を受けておられる世帯が後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、制度創設時の後期高齢者または制度創設後75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、世帯の国民健康保険被保険者が減少することにより措置が外れる場合は、5年間、従前と同様に軽減措置を受けられることができるよう、所要の改正をするものでございます。

また、平成20年度予算の編成にあたりまして、国民健康保険の医療費の動向や医療制度改正に伴います補助金関係等を精査する中、財源が不足いたしますことから、国民健康保険税の引き上げをお願いしたいものでございます。

全体で約5,000万円が不足いたしますことから、今般、税率改正を行い、その税率につきましては、第3条から第7条の3でお示しをいたしておりますとおり、基礎課税分では所得割額100分の6.2、資産割額100分の27、均等

割額 2 万 7, 2 0 0 円、平等割額 2 万 7, 7 0 0 円、後期高齢者支援金等の課税分では、所得割額 1 0 0 分の 1. 1、資産割額 1 0 0 分の 5、均等割額 5, 1 0 0 円、平等割額 5, 2 0 0 円と定めたいものでございます。平成 1 9 年度との比較では、2 0. 8 %の増を見込んでおります。

しかしながら、急激な負担増を伴いますことから、急激な税負担を緩和するため、経過措置として付則第 5 項でお示しをいたしておりますとおり、次により読みかえをするものでございます。

なお、このことにより発生します財源不足につきましては、平成 2 0 年度に限りまして一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

基礎課税分所得割額を 1 0 0 分の 5. 7、資産割額 1 0 0 分の 2 4、均等割額 2 万 5, 2 0 0 円、平等割額 2 万 5, 5 0 0 円、後期高齢者支援金課税分所得割額 1 0 0 分の 1. 0、資産割額 1 0 0 分の 4、均等割額 4, 7 0 0 円、平等割額 4, 8 0 0 円とするものでございます。

これにより、平成 2 0 年度は平成 1 9 年度との比較で 1 2. 7 %の増になる見込みでございます。

以上、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**議長（寺島健一）** 北川住民福祉主監。

**住民福祉主監（北川治郎）** ただいま町長より、議第 1 4 号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明がございましたが、その詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書ならびに改正条例の新旧対照表によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の改正は、町長の説明にもありましたように、平成 1 7 年度の税制改正の影響により、介護保険の保険料段階が大幅に上昇する者については激変緩和の措置がとられてきましたが、平成 2 0 年度において激変緩和の措置を終了させると、さらにその額は上昇することとなります。

国においては、こうしたことから平成 2 0 年度においても税制改正の影響を受ける者について、保険者の判断によって保険料を引き下げ、平成 2 0 年度の水準を平成 1 9 年度の水準にとどめることができるよう、激変緩和の措置の継続について政令改正が行われております。



本町におきましても、激変緩和措置の継続をいたしたく、平成18年の竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正の手法につきましては、平成18年の竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の付則の第3条に激変緩和措置について経過措置として平成18年度および平成19年度における保険料率の特例が定められておりますので、これを平成20年度までの特例に改め、付則の第3条に第3項を追加し、平成20年度における激変緩和措置の対象者および保険料の額を定めるものでございます。

激変緩和措置の対象者につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の付則第4条第1項第5号または第6号に該当する平成19年の合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在において年齢が65歳以上であった者、つまり税制改正の影響により住民税非課税から課税となる本人またはこの者が同一の世帯にいることにより住民税世帯非課税者から住民税本人非課税者となる平成17年1月1日現在において年齢が65歳以上であった者であります。

また、平成20年度の保険料率は、条例第9条の規定に関わらず、付則第3条第3項第1号から第7号までに定める額で、第1号が税制改正により保険料率が第1段階から第4段階に上昇する場合で3万1,065円に、第2号が税制改正により保険料率が第2段階から第4段階に上昇する場合で3万1,065円に、第3号が税制改正により保険料率が第3段階から第4段階に上昇する場合で3万4,059円に、第4号が税制改正により保険料率が第1段階から第5段階に上昇する場合で3万7,428円に、第5号が税制改正により保険料率が第2段階から第5段階に上昇する場合で3万7,428円に、第6号が税制改正により保険料率が第3段階から第5段階に上昇する場合で4万422円に、第7号が税制改正により保険料率が第4段階から第5段階に上昇する場合で4万3,416円にそれぞれ平成19年度の水準に据え置くものでございます。

また、併せて付則第2条および第3条中、文言の整理を行うものでございます。

付則につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。ご審議賜りご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（寺島健一）** この際、申し上げます。

ここで、午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 2 分

再開 午後 2 時 3 5 分

議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口町長。

町長（山口喜代治） 次に、議第 17 号から議第 23 号までの平成 19 年度補正予算 7 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 17 号、平成 19 年度竜王町一般会計補正予算(第 6 号)につきましては、現在お認めいただいております補正予算(第 5 号)までの歳入歳出予算額が 50 億 2,563 万 8,000 円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ 6 億 5,151 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 7,714 万 8,000 円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費、事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、山之上農林公園施設整備事業用用地取得費、老人保健医療事業特別会計に対する繰出金の増額などがございます。

また、法人町民税、固定資産税等の歳入の増により、財政調整基金、減債基金ならびに教育厚生施設等整備基金への積み立てを行い、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度以降へ財源留保に努めるものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許費の措置をお願いすることと併せまして地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第 18 号、平成 19 年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)につきましては、現在お認めいただいております補正予算(第 3 号)までの歳入歳出予算額が 9 億 801 万 4,000 円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ 1,816 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,617 万 5,000 円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、一般被保険者分と退職被保険者等分の療養給付費や一般被保険者分の高額療養費を精査し、医療給付費を最終調整させていただき、国民健康保険事業特別会計(施設勘定)に対する繰出金を増額、高

額医療費共同事業拠出金ならびに保険財政共同安定化事業拠出金等を減額するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金の療養給付費等負担金や財政調整交付金、退職被保険者医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金、県支出金の財政調整交付金や高額医療費共同事業負担金、共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金、一般会計繰入金等を補正するものでございます。

次に、議第19号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が医科9,000万円、歯科5,208万9,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ医科300万円、歯科67万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,300万円、歯科5,276万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、歳入では診療収入を精査させていただき、国民健康保険診療報酬収入等の調整、今年度導入いたしましたレセプトコンピュータに係る国民健康保険事業特別会計（事業勘定）からの繰入金の増額と財政調整基金繰入金の減額、前年度の繰越金の増額に伴う追加補正をさせていただき、歳出では主に決算見込みにより医薬品衛生材料費を増額させていただくものでございます。

歯科につきましては、歳入では診療収入を精査させていただき、社会保険診療報酬収入や老人保健診療報酬収入等の調整、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）からの繰入金の増額、前年度の繰越金の増額に伴う追加補正をさせていただき、歳出では主に繰越金の一部と事業勘定からの繰入金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議第20号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が9億4,796万1,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ7,015万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,811万1,000円といたしたいものでございます。補正予算の主な内容といたしましては、老人医療費が増嵩していることから、医療給付費ならびに医療費支給費の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、医療給付費ならびに医療費支給費の増額に伴います支払

基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金のそれぞれルール分の増額でございます。

次に、議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、現在お認めいただいております補正予算(第3号)までの歳入歳出予算額が7億8,610万3,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,930万3,000円といたしたいものでございます。

主な補正予算の内容は、平成19年度の執行調整等によるもので、各種負担金の確定に伴います負担金等の減額と事業費の組み替え等でございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許費の措置をお願いするものでございます。

また、執行調整によります地方債の変更につきましても、補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第22号、平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、現在お認めいただいております補正予算(第3号)までの歳入歳出予算額が5億4,959万9,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ1,830万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,129万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、認定調査等費、保険給付費ならびに地域支援事業費の減額補正と、年度末を迎えて最終調整をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国・県支払基金において現在決定を受けているルール分の補正や一般会計繰入金の減額、繰越金の増額などがございます。

次に、議第23号、平成19年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由を申し上げます。

平成19年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額は3億707万7,000円でございます。

今回、既決予定額において組み換えを行うとともに、第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億8,220万円から6,900万円を減額し、資本的収入

1億1,320万円に、資本的支出の既決予定額2億4,776万8,000円から6,936万円を減額し、資本的支出1億7,840万8,000円にさせていただきます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出で配水及び給水費といたしまして漏水修理に伴います修繕費187万円の増額、総係費といたしまして人事院勧告および人事異動に伴います人件費48万円の減額、職員研修に伴います旅費13万4,000円の減額、研修費26万6,000円の減額、中部広域用水供給事業連絡協議会等の会費減額に伴う会費負担金4万3,000円の減額、公用車更新に伴います保険料3,000円の減額、公租公課費3,000円の減額、減価償却費といたしまして有形固定資産減価償却費210万円の減額、資産減耗費といたしまして固定資産除却費64万円の増額、支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして企業債利息18万1,000円の減額、消費税といたしまして消費税および地方消費税に伴います消費税20万円の増額、雑支出といたしまして不納欠損処分に伴いますその他雑支出50万円の増額、資本的収入で企業債といたしまして小口地区加圧ポンプ場建設工事に伴います企業債6,860万円の減額、他会計負担金といたしまして消火栓新設工事の減額に伴います他会計負担金40万円の減額、資本的支出の建設改良費といたしまして小口地区加圧ポンプ場建設工事および配水管布設工事に伴います工事請負費6,904万5,000円の減額、固定資産購入費といたしまして公用車購入に伴います車両及び運搬具27万2,000円の減額、備品購入に伴います工具器具及び備品1万1,000円の減額、企業債償還金といたしまして企業債元金償還金で3万2,000円の減額であります。

なお、第3条収益的支出で修繕費を増額補正いたしましたでしたが、執行残額につきましては修繕引当金として計上する予定です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくとともに、企業債の減額に伴い第5条の企業債限度額を改正させていただくものです。

さらに、第3条の人件費補正に伴い第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を改正させていただくものであります。

以上、議第17号から議第23号までの7議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第17号および議第21号につきましては、詳細

について担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

以上でございます。

**議長（寺島健一）** 赤佐総務課長。

**総務課長（赤佐九彦）** ただいま町長より、議第17号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明がございましたが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

まず、歳入予算では、法人町民税が4億円の増額、固定資産税が1億7,850万円の増額、地方特例交付金のうち特別交付金が200万円の増額でございます。

また決算見込みによりまして、障害者自立支援給付費国庫負担金が410万円、厚生年金加入者児童手当国庫負担金が201万2,000円、地震ハザードマップ作成事業国庫補助金が225万円のそれぞれ減額、補助金の支払い方法が町を経由せず直接施設へ支払われるように変更されましたことから、障害者働き暮らし応援センター県補助金が318万5,000円の減額、事業費の増加に伴います農村総合整備事業県補助金が226万5,000円の増額、平成18年度からの繰越金が1億2,656万1,000円の増額、決算見込みにより福祉医療高額療養費入が1,018万3,000円の減額、国の事業の組み換えにより国営日野川地区土地改良事業助成金が322万6,000円の減額と、特別型国営事業補助金が322万5,000円の増額、執行調整により埋蔵文化財発掘調査費が1,136万9,000円の減額、額の確定により市町村振興協会市町村交付金が279万1,000円の増額、臨時地方道整備事業債が820万円、防災まちづくり事業債が220万円のそれぞれ減額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものとしたしましては、執行調整により地域資源活用経済振興計画策定業務委託料が300万円、工業用地整備計画業務委託料が1,300万円のそれぞれ減額、事業費の確定により、コミュニティバス運行委託補助金が328万3,000円の減額、決算見込みにより障害福祉における東近江圏域共同事業補助金が318万5,000円、補装具扶助費が220万円、自立支援給付費が600万円のそれぞれ減額、決算見込みにより老人保健医療事業特別会計繰出金が555万3,000円の増額と介護保険特別会計繰出金が585万円の減額、額の確定により被用者児童手当等の扶助費について1,043万円の減額、山之上農林公園施設整備事業用地については、土地開発基金の先行取得により整備が完了しておりますが、その用地について、今般、行政財産として取

得するため、山之上農林公園施設整備事業用用地取得費が6,908万円の増額、事業費の組み替え等の調整により農村総合整備事業広域圏型が233万1,000円の増額、額の確定により耐震改修促進計画策定および地震防災ハザードマップ作成業務委託料が238万円の減額、決算見込みにより下水道特別会計繰出金が463万2,000円の減額、執行調整によりドラゴンハット屋根修繕工事が305万円の減額、事業費の確定により防火水槽設置費が246万5,000円、中学校第二体育館解体事業費が492万9,000円のそれぞれ減額、該当事業がなかったことによる埋蔵文化財発掘調査費受託事業費が645万円、事業費の確定により埋蔵文化財緊急発掘調査事業費が707万1,000円のそれぞれ減額、決算見込みにより償還利子が200万円の減額、予算調整による剰余金と合わせ、町税等の増額分を積み立てることにより、財政調整基金積立金が4億5,200万円、減債基金積立金が5,000万円、教育厚生施設等整備基金積立金が2億円のそれぞれ増額でございます。

次に、第2表繰越明許費でございますが、平成19年度中に事業執行を予定いたしておりましたものの、一部の事業におきまして事業の執行に調整を要したことより年度内執行が困難となり、平成20年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。

したがって、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、農村総合整備事業広域圏型が1,252万4,000円、埋蔵文化財発掘調査受託事業が168万円について、繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、地方債補正としまして、事業費が確定したことにより臨時地方道整備事業債を820万円減額し、890万円に、防災まちづくり事業債を220万円減額し、490万円に、それぞれ限度額の補正をお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、平成19年度竜王町一般会計補正予算第6号の概要を説明申し上げ、説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**建設水道課長（田中秀樹）** 引き続きまして、議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

一般会計および特別会計の「歳入歳出補正予算に関する説明書」61ページからの下水道事業特別会計補正予算（第4号）の事項別明細書によりまして、ご説

明申し上げます。

まず、歳入の関係でございますが、62ページの一般会計からの繰入金について500万円の減額、内訳といたしましては、農業集落排水事業の通信運搬費、各種負担金等の36万8,000円の減額、公共下水道事業の再評価業務の執行残等によります463万2,000円の減額とさせていただいております。

次に、町債でございますが、180万円の減額、内訳といたしましては、補助事業費枠内での起債対象額の調整によります特定環境保全公共下水道事業債の150万円の減額、県事業の減によります流域下水道事業債30万円の減額をさせていただいております。

次に、歳出の関係でございますが、63ページ農業集落排水の一般管理費を23万4,000円減額させていただいております。その内訳といたしましては、シーラー等の郵送料21万円の減額、県農業集落排水事業推進協議会が他の協議会と統合されたことによります1万4,000円の減額、職員研修会への不参加によります1万円の減額でございます。

また、施設管理費といたしましては、マンホールポンプ警報装置に係る電話代9万4,000円の減額、山中・殿村処理場内の点検業務に係る賠償責任保険料4万円の減額補正を行うものでございます。

公共下水道事業費の一般管理費につきましては、上下水道事業運営委員会の委員報酬10万1,000円の減額、県下水道フェア廃止によります5万9,000円の減額でございます。

次に、管渠築造費といたしましては、175万円の減額および事業費精査によります補助事業費枠内での組み替えをさせていただいております。

その内訳といたしましては、旅費5万5,000円の減額、需用費8万3,000円の増額、公共下水道測量試験業務委託料等の入札執行残により、委託料が67万5,000円の減額、公共下水道事業再評価業務委託料の入札執行残によります467万9,000円の減額、薬師地区の幹線工事費401万2,000円の増額、備品購入費2万8,000円の減額、琵琶湖流域下水道事業負担金の確定によります25万円の減額、水道移転補償費15万8,000円の減額でございます。

次に、公債費といたしましては、452万2,000円の減額をさせていただいております。

その内訳といたしましては、公債費の確定に伴い民間金融機関から借り入れた



分に対して、今年度償還金利子が発生せず、減額補正を行うものでございます。

次に、議案書の56ページ、第2表の繰越明許費の関係でございますが、特定環境保全公共下水道事業の2億408万2,000円のうち、2,671万8,000円を繰越明許費としてお願いするもので、その内容といたしましては、薬師地区の幹線工事および基本計画策定業務等の繰り越しで、一級河川善光寺川の河川協議、上位計画である琵琶湖流域別下水道整備総合計画に基づく基本計画策定に伴う関係機関国土交通省協議に不測の日数を要することによるものでございます。

なお、執行完了予定といたしましては、8月末の予定をいたしております。

次に、議案書の57ページ、第3表の地方債の関係でございますが、地方債の限度額を、公共下水道事業では150万円を減額し、2億20万円に、流域下水道事業では30万円を減額し、8,330万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**議長(寺島健一)** 山口町長。

**町長(山口喜代治)** 次に、議第24号から議第32号までの平成20年度予算9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

最近、我が国の経済動向については、内閣府が2月に発表した月例経済報告では、「景気は、このところ回復が緩やかになっている」との基調判断をしていますが、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速や金融資本市場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっており、景気回復についてなかなか実感できない状況にあります。

このような経済状況の中で、昨年末より、平成20年度当初予算編成作業を進めてきたわけではありますが、依然として地方財政を取り巻く状況は大変厳しい状況にあります。

「国の三位一体の改革」は、国から地方への3兆円の税源移譲を実現いたしました。が、補助金と地方交付税の大幅な削減は地方に大きな打撃を与え、併せて地域間格差の問題を生むこととなりました。

滋賀県においては、その影響もあり、「緊急財政構造改革プログラム」を策定されましたが、平成20年度以降、県内市町にも多大な影響を及ぼすことが想定されます。

なお、国においても、平成20年度においては地域間格差の是正のため「地方再生対策費」を創設されましたが、依然として厳しい現実が解消されるまでには至らないと考えております。

今後、分権改革の一層の推進により、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲等が進められてくることが示されています。

平成20年度予算編成にあたっては、税源移譲の実現効果や一部企業の業績が引き続き好調と見込まれることから、住民税をはじめとする税収の増が見込まれ、平成20年度における一般財源総額は前年度を4.2%上回る額となりました。

平成20年度は、今後のまちづくりの方向性を示す大切な時期であります。自律推進計画や竜王町行政改革集中改革プランの推進をはじめ「中心核づくり」「若者定住」および「インターチェンジの活用」の3つの柱を重点施策として、その実現に鋭意取り組み、特に中心核づくりおよびインターチェンジ周辺の開発につきましては、まちづくり交付金事業により具体的な取り組みを始めてまいりたいと考えています。

その取り組みの概要といたしましては、平成24年度までの5カ年をかけての竜王中央地区での整備を進め、交通安全対策の一環として町道小口八重谷線や町道西通り線の歩道拡幅事業、武道交流会館の建設や町公民館のコンバージョン、ドラゴンハットをはじめとする各施設の改修を実施するものでございます。

併せて、懸案となっていました篠原駅周辺都市整備事業につきましては、近江八幡市・野洲市との2市1町の共同事業として事業が本格化することとなり、町におきましても一定の負担を要することとなりまいります。

さらには、新たに創設されました後期高齢者医療制度への対応や少子化対策事業として、妊婦健診助成の拡充なども積極的に取り組むことといたしたいものでございます。

まず、議第24号、平成20年度竜王町一般会計予算でございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ49億2,000万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、総額で1億5,800万円の増、率にして3.3%の増となるものでございます。

本年度予算の重点項目および新規項目の内容につきましては、政策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」といたしましては、今年で阪神・淡路大震災から13年が過ぎ、あの大惨事の記憶もややもすれば薄れがちになってしまっていますが、災害はいつやってくるかわかりません。

特に、近年、新潟をはじめとする北陸地方での地震も頻発していることから、災害への備えは常に心しておかなくてはなりません。

こうしたことから、前年度耐震改修促進計画および地震防災ハザードマップを作成してまいりましたが、平成20年度においては、町防災計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

併せて、木造住宅耐震・バリアフリー改修費補助事業や、小型動力ポンプの購入や防災資機材の整備のほか、竜王小学校・竜王西小学校の両小学校にAEDをそれぞれ1台配置することとしており、子どもたちの通学上の安全確保にも努めてまいります。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」といたしましては、平成18年度より商業系を中心とした、町のにぎわいのある中心核づくりのために検討してまいりました基本計画をいよいよ具体的に進めてまいります。

具体的には、まちづくり交付金事業の一環として、町道西通り線歩道拡幅事業や、町道小口八重谷線歩道拡幅事業を実施することとしております。

また、前年度より各地区において取り組んでいただきます「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、農村が持つ農地や農業用水などの資源を琵琶湖にも配慮しながらきちんと管理し、その上で豊かな生態系や心和む田園景観を育む農村環境をつくるために、子どもから高齢者まで地域の皆さんが参加し、生き生きと暮らせる農村の実現を目指すことを目的に実施するものでございます。

自ら考え自ら行うまちづくり事業につきましては、昨今、遊具の事故が多発する中、今年度も引き続き通常の事業のほか、遊具の点検・修理に係る助成枠を緊急対策枠として設けることとしておりますので、各自治会での児童遊園の安全確保をお願いをするものであります。

その他、町道鵜川渡り線の渡り橋の撤去工事や町道の舗装改良事業、コミュニティバス運行補助等の公共交通対策、浄化槽設置補助等住民の生活に密着した環境整備に努めてまいります。

「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、まちづくり交付金事業の一環として、竜王インターチェンジの広域アクセスを活かした地域活性に向けた遊休公有地の効果的な活用方法について調査検討を行うため、地域資源活用調査事業を進めてまいります。

また、中心核づくりとして、タウンセンターの総合的な整備を進めるにあたり、空間演出や景観創出のあり方とともに、各種交流施設の運営企画やエリアマネジ

メントの仕組みづくり等につきまして、新たに住民の皆さま方にも参画していた  
だき、タウンセンターデザイン計画を策定してまいります。

竜王町の基幹産業であります農業についても厳しい情勢ではありますが、先に  
申しあげました「農地・水・環境保全向上対策事業」の実践の中で、安心して安全  
な農産物をつくる環境こだわり農業を推進いたしたいと考えており、併せて農作  
物ブランド化に向けたマーケティング調査の実施や集落ぐるみ産地育成対策事  
業補助、農村総合整備事業など集落営農の推進や産業として経営の成り立つ農政  
の推進、条件整備を図ってまいります。

また、アグリパークをはじめとする山之上農林公園施設につきましては、年々  
利用者数が増加しておりますが、狭小となりました公衆トイレ・駐車場の拡大に  
向けての設計等を実施します。

また、今述べましたアグリパーク・農林公園や道の駅周辺においても、観光客  
が大きく増加しておりますが、今後もたくさんの方々に竜王町を訪れていただき  
ますよう、恵まれた歴史遺産や地域特性を活かしながら引き続き着地型旅行観光  
活性化プロジェクト事業に取り組み、観光竜王の発展に力を入れてまいります。

なお、畜産振興につきましても、看板設置やポスター作成などにより「近江牛  
のふる里」竜王を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」といたしましては、子ども  
から高齢者、障害者に至るまでが健やかに暮らせるよう、各事業を充実しながら  
取り組んでまいります。

次世代育成支援対策につきましては、放課後児童健全育成事業として、竜王小  
学校内に設置されています「まつぼっくり児童クラブ」の教室が狭小となってお  
りますことから、教室の隣に休憩室を増設いたします。

発達支援事業につきましては、障害児の早期発見・早期療育のための発達支援  
員を新たに配置し、乳幼児健診時はもとより、あらゆる発達段階におきまして、  
それぞれの機関と連携を図り、一人ひとりの特性に応じた支援が継続して実施さ  
れるよう調整を図るものであります。

「こどもひろば」につきましても、引き続き保健センターを拠点として週4回  
開所し、乳幼児健診時はもとより、日常的に乳幼児をはじめとする子と親が集い、  
交流し、情報交換できる居場所づくりを進めるものでございます。

保健師や保育士等を常時配置し、相談に応じ情報提供できる体制を整え、この  
ことにより、経験の浅い親御さんの子育てに対する不安感を解消し、相談・訪問・

交流を通じて、児童虐待の未然防止につなげてまいります。

さらには、安心して子どもを産み育てていただけるよう、出産祝金や地域での子育て支援、まつぼっくり児童クラブや西っ子児童クラブへの委託など、町ぐるみの子育て支援をしております。

胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診については、県内市町等の調整により前年度と支援方法を変更し、12回の助成券を配付し、前年度と同等の健診費用の負担軽減を行うものであります。

障害者福祉対策につきましては、「障害者が地域で暮らし働ける環境づくり」を進めるため、障害者自立支援法に基づくサービスが円滑に利用されるよう、制度移行に伴います激変緩和措置としての利用者や事業者への支援を行う障害者自立支援緊急特別対策事業や町障害者生活支援センター設置委託をはじめとする相談支援事業を実施し、東近江圏域内市町の共同により各専門機関等との連携を進め、各種総合相談支援事業の充実を図っております。

他には、障害者等支援用備品の整備や成年後見制度利用支援事業では、意思決定や判断の困難な障害者や高齢者が成年後見制度を活用できるよう成年後見人等の報酬や審判請求に係る費用に対する支援を行うものでございます。

また、障害児ホリデーサービス事業、社会参加促進助成金、手話通訳者派遣事業、障害児地域活動支援事業などにより障害者、障害児の社会参加促進と経済的支援を行うものであります。

高齢者対策につきましては、団塊の世代の方々が定年退職を迎えられ、今後高齢者となられる状況が迫り、高齢社会が急速に進展する中、「いつまでも住み慣れた地域で自立した生活」を送ることができるよう、介護保険事業計画・老人保健福祉計画の見直しを行い、基盤整備やサービスの充実を図ります。

併せて、生活習慣病予防、介護予防、生きがい対策の施策が重要であることから、健康増進事業として住民健診や健康教室の開催、インフルエンザ予防接種費の助成のほか、高齢者自らが主体となった地域コミュニティづくりと健康づくりを進めるものであります。

また、平成20年4月に施行されます後期高齢者医療制度の円滑な導入に向けて、滋賀県後期高齢者医療広域連合への負担金と後期高齢者医療特別会計を設置し、それへの繰り出しを行います。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」といたしましては、竜王町の将来にとって大きな財産であります子どもたちの育成に力を入れてまいります。

情報化社会の中では、子どもたちもパソコンを有効に活用して学習を深めていくことが大切であることから、前年度に整備いたしました竜王小学校・竜王西小学校・竜王中学校のコンピューターリース費を計上しています。

また、姉妹友好都市でありますスーセーマリー市から中学生の交流受け入れを行い、併せて「ドラゴンサミット」を通じて、これまで培ってまいりました交流の輪を子どもたちへ引き継ぎ、今年度は北海道雨竜町へ小学生を派遣し、国内外との交流の輪を広げてまいります。

近年、環境になじめない子どもたちや心に悩みを持つ子どもたちが増えてきておりますが、教育相談カウンセラーや適応指導教室の設置、心のオアシス相談員、ケア・サポーターの派遣など、児童・生徒をはじめ保護者の心のケアの充実を図ってまいります。

また、竜王小学校・竜王西小学校の校舎電気設備改修工事のほか、中学校体育館の修繕を行い、竜王幼稚園においては、総合遊具の整備を行います。

その他、まちづくり交付金事業として、武道交流会館建築工事のための設計を実施してまいります。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、生涯学習の拠点であります町公民館が住民のまちおこし活動拠点へと進化していくために、公民館コンバージョン基本設計を実施し、後年度以降に実施設計、建設工事へと進めていくものであります。

また、農村運動広場照明器修繕工事やドラゴンハット採光窓改善事業を実施し、施設の改修を進めてまいります。

文化財保護の取り組みといたしまして、重要文化財であります苗村神社の文化財保存事業に対する事業補助を行うとともに、大規模開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を実施し、その記録保存に努めます。併せて、文化財に親しむ機会として企画展や公開講座なども実施し、広く啓発をしてまいります。

「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」につきましては、自律推進計画にもありますように、住民の皆さんとともに協働しながら自律する竜王町をつくっていかなくてはなりません。

併せて、地方分権が進展する中で、人事評価制度の導入を積極的に図り、竜王町行政改革集中改革プランに基づき、行政経営改革に取り組んでまいります。

以上が一般会計に予算計上いたしました重点項目としての取り組み施策でございますが、三位一体改革は新たに地域間格差という問題を露呈させ、国のさらな

る行財政改革と地方分権改革の推進、さらには新たな合併推進の動きなど、地方を取り巻く環境は刻一刻と大きく変化をしております。

住民皆さまのためのまちづくりに議員各位の格別のご理解とご協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に、議第25号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,500万円と定めるものでございます。

これは、平成19年度の当初予算と比較しますと額で6,300万円の増、率にして7.8%の増となるものでございます。

歳出の保険給付費では、前年度と比較しますと3,094万2,000円の増でございますが、これは平成19年度決算見込みの医療費を見込んだものであります。

また、老人保健法が平成20年3月末をもって廃止され、新たに平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されますが、これにより老人保健拠出金は6,378万7,000円の減となる一方で、新たに後期高齢者支援金等が1億643万8,000円の皆増となりました。

介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金への納付金で602万4,000円の減となりました。これは国保加入者のうち40歳から65歳までの第2号被保険者が減少したことや1人当たりの負担金の減少等によるものであります。

医療制度改革により、新たに特定健康診査を保険者の責務として実施することから、783万4,000円の皆増となっております。

歳出に見合います歳入といたしましては、国民健康保険税は、前回、平成17年度に税率を引き上げましたが、医療費の増高や後期高齢者支援金が新たに必要となりますこと、併せて退職被保険者の対象年齢が限定されましたことから、療養給付費等交付金が大幅に減少し、今般、会計運営上、税率改正を行わざるを得ない状況となりました。

国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、一般会計からのルール分の繰り入れ等につきましては、適正な事務処理により運営をしております。

次に、議第26号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科8,200万円、歯科5,700万円と定めるものでございます。

平成19年度当初予算と比較しますと、医科では600万円の減額で、率にしますと6.8%の減となるものでございます。歯科では600万円の増額で、率にしますと11.8%の増となるものでございます。

医科・歯科におきましては、今後とも地域医療の拠点として、診療を中心として、疾病の早期発見・早期予防、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第27号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,500万円と定めるものでございます。

これは、平成19年度の当初予算と比較いたしますと7億9,500万円の減額で、率にしますと85.5%の減でございます。

これは、老人保健医療制度が平成20年3月末日をもちまして終了となりますことから、平成20年3月診療分等の医療給付費等を計上するものでございます。

これに伴いまして、歳入予算につきましては、支出が減少することによる交付金や国県支出金のルール分の減でございます。

次に、議第28号、平成20年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,700万円と定めるものでございます。

平成19年度の当初予算と比較いたしますと、100万円の減額で、率にして1.7%の減となるものでございます。

歳入といたしましては、給食費負担金が5,698万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出でございますが、給食事業費として5,700万円を計上いたしております。

次に、議第29号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,100万円と定めるものでございます。

平成19年度の当初予算と比較いたしますと、2億4,400万円の増額、率にして30.2%の増となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに



供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成20年度につきましても、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆さま方のご理解・ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は、2億4,483万8,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。

今後も、下水道建設の推進に努力いたしまして、一日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第30号、平成20年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,100万円と定めるものでございます。平成19年度の当初予算と比較いたしますと、200万円の増額で、率にいたしますと0.4%の増となっております。

増加の主な理由は、総務費が270万円の減、保険給付費が250万円の減、地域支援事業費が700万円の増によるものでございます。

歳出の主なものは、総務費が962万7,000円で、その内訳は介護保険料の賦課徴収費が114万円、介護認定審査会共同設置負担金や認定審査に係る主治医意見書作成手数料などの介護認定審査会費が710万4,000円など、保険給付費が4億9,750万円で、その内訳は要介護認定を受けられた方々の居宅サービス・施設サービスの利用に係る介護サービス等諸費が4億3,460万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービスに係る介護予防サービス等諸費が3,515万円、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費が1,865万円などでございます。

また、要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う地域支援事業費が2,249万8,000円で、その内訳は要支援や要介護になる恐れの高い特定高齢者や一般高齢者を対象とした介護予防事業費が882万3,000円、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護事業や地域包括支援センターの運営などの包括的支援事業費や配食サービス等の任意事業費が1,367万5,000円などでございます。

歳入につきましては、介護保険料が平成19年度実績見込みを考慮し9,484万9,000円、前年度に比べ235万1,000円の増額と見込んでおります。

その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込んでおりま

す。

今後とも、今日までの制度の利用状況、町民のニーズの動向等を勘案する中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、健全な財政運営を行い、適正な介護サービスが受けられるよう、また本人の残存能力を生かしながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第31号、平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図っていくため、後期高齢者医療制度の保険料等に関する収入および支出について特別会計を設けて、経理を明確にするものであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,100万円と定めたいものでございます。

歳入の内容は、後期高齢者の被保険者が納めていただく保険料が7,627万1,000円、使用料および手数料が2,000円、町の負担金としての一般会計からの繰入金1,472万3,000円、そして諸収入が4,000円となっております。

歳出の内容は、総務費は297万円で、後期高齢者医療システムソフト保守料等の一般管理費や保険料徴収事務に係る事務費でございます。後期高齢者医療広域連合納付金は8,803万円で、後期高齢者の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、議第32号、平成20年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入および支出の予定額を3億円、資本的収入の予定額を8,120万円、資本的支出の予定額を1億3,195万3,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう、一層の努力をいたすものでございます。

以上、議第24号から議第32号までの平成20年度予算9議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、竜王町学校給食事業特別会計ならびに竜王町後期高齢者医療特別会計以外の各会計の詳細につきまして、順次、各担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** この際、申し上げます。

ここで、午後4時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時51分

再開 午後4時00分

**議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

赤佐総務課長。

**総務課長（赤佐九彦）** ただいま町長より、議第24号、平成20年度竜王町一般会計予算につきまして提案理由の説明がりましたが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております平成20年度予算の特色等の資料に基づき、ご説明を申し上げます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が35億2,426万円で、前年度に比べまして2億9,640万円、率にして9.2%の増となっております。これは、税源移譲の実現効果や一部企業の業績が引き続き好調と見込まれることから、住民税や固定資産税の増が見込まれております。

一方、地方消費税交付金につきましては、総務省推計値から9,600万円と、前年度に比べまして3,200万円、率にして25%の減となっております。

地方特例交付金につきましては、税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除の実施に伴う減収補てんのため減収補てん特例交付金が創設され、前年度に比べまして900万円、率にして81.8%の増となっております。

地方交付税につきましては、格差是正のための地域再生費を創設されましたが、基準財政需要額が引き続き抑制されていること、法人町民税等の増収見込みから大きな変化は見込めず、普通交付税は4年連続して不交付と見込まれます。

特別交付税については、3,000万円のみ計上をいたしました。

分担金及び負担金については、主に農村総合整備事業、基幹水利施設管理事業に係る地元分担金、老人福祉施設入所措置費負担金、保育所運営費負担金により、前年度とほぼ同額の6,563万1,000円となっております。

使用料及び手数料については、通園・通学自動車使用料、幼稚園保育料、戸籍住民登録手数料等により2,851万7,000円となりました。

国庫支出金については、2億1,068万5,000円と、前年度に比べまして3,874万6,000円、率にして22.5%の増となっておりますが、その主な要因といたしましては、まちづくり交付金事業による道路新設改良事業等によるものでございます。

県支出金につきましては、「県財政構造改革プログラム」によります補助金の削減のほか、障害者自立支援事業に係る東近江圏域共同での相談支援事業の実施に係る幹事町としての取りまとめが終了しましたことによります減、農業費ならびに農地費の実施予定の補助事業規模が減少したことに伴う減、選挙費において、国政ならびに県の選挙が予定されていないことにより選挙費委託料が皆減となりますこと等により、前年に比べまして3,800万2,000円の減額、率にして12.7%の減となりました。

繰入金については、昨年に引き続き歳入不足を補てんするため財政調整基金から1億9,000万円繰り入れることとしておりますが、前年度に比べまして8,300万円の減額、率にして30.4%の減となりました。

諸収入については、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、高速自動車国道救急業務支弁金などで、前年度に比べまして11.2%の減となっておりますが、主には福祉医療高額療養費戻入、保育所の広域入所受託運営費負担金の減によるものでございます。

地方債については、3.3%の減となっておりますが、これは臨時財政対策債が減少することによるものでございます。

次に、歳出予算の状況でございますが、主な事業等を政策ごとに申し上げますと、まず「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」でございますが、町防災計画作成事業に501万2,000円、小型動力ポンプ整備に120万円、町防災訓練事業に61万5,000円、小口地区における配水管の新設に伴います消火栓の設置に40万円、防災資機材整備事業で120万円、道路照明灯・路面表示・交通安全施設設置工事に係る交通安全施設整備事業に209万9,000円、竜王小学校・竜王西小学校の両校にAEDを配置するために63万円などでございます。

次に、「快適でうるおいのある生活環境づくり」でございますが、自ら考え自ら行う生活環境整備事業については、遊具の安全確保のための緊急対策枠を含めまして1,270万円、コミュニティ助成事業は150万円、生活交通路線維持費補助金やコミュニティバス運営委託補助金などの公共交通対策費としては1,159万2,000円、住民要望の高い篠原駅周辺の整備につきましては、事業が具体化したことから篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会費に447万円、合併処理浄化槽設置事業として補助金252万1,000円、町道鏡七里線歩道改修や鶴川渡り橋撤去等の道路橋梁維持補修費が1,910万6,000円、町道山之上

西岡屋線の町単独道路橋梁改良工事に411万円、まちづくり交付金事業により、町道西通り線ならびに町道小口八重谷線の歩道拡幅事業に1億2,447万円などでございます。

次に、「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、竜王町は産業立地にとって有利な条件としてインターチェンジを有して、これに隣接する町有地を有効に活用するため、地域資源活用調査事業に300万円、町の中心核づくりのための具体的方策を検討するため、まちづくり交付金事業によりタウンセンターデザイン検討事業に400万円、第11回産業フェアを開催する運びとなっていることから、実行委員会補助として200万円、農作物ブランド化を進めるためのマーケティング調査費等の地域農政推進事業に407万6,000円、集落ぐるみ産地育成対策事業に417万1,000円、21世紀型農ビジネス推進事業に200万円、「近江牛の本場」をPRするための看板設置等、畜産振興事業に160万3,000円、農林公園施設管理事業では、駐車場や公衆トイレ等が狭小となっており、利用者の皆さまに不便を来していることから、拡張等に係る設計業務のほか、施設指定管理料を含めまして、2,428万円、農道整備、集落排水路整備などの農村総合整備事業に6,687万7,000円、農地・水・環境保全向上対策事業に1,519万9,000円、小口簡易資金融資事業に1,523万5,000円、竜王町の地域特性を活かした観光産業の推進として着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に314万1,000円などでございます。

次に、「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」でございますが、障害者の夏と春の休暇期間の有効な活用を図る障害児ホリデーサービス事業に217万5,000円、障害者等の社会参加促進助成事業に484万1,000円、障害者に対する相談支援体制の整備等に係る相談支援事業に690万5,000円、障害者自立支援法の円滑な移行に向けた利用者や事業者の支援を目的とした障害者自立支援緊急特別対策事業に519万8,000円、聴覚障害者への情報の提供や社会参加の促進を図るための手話通訳者派遣事業に144万7,000円、障害児学童クラブとして設置されている「どんぐりクラブ」に対する運営補助、障害児地域活動支援事業に102万8,000円、敬老のつどい開催事業につきましても、新年度より実施方法を変更し、各自治会単位で開催いただくこととし、その開催に係る実施主体への補助金として250万円、介護保険事業計画等作成事業に404万9,000円、心身障害児通園事業に361万2,000円など、

障害者施策ならびに放課後児童健全育成事業に920万9,000円、児童クラブ傷病児等休憩室設置工事に300万円、母子・父子・心身障害児の各福祉年金支給事業に409万7,000円、障害児保育・低年齢児保育・保育士特別加配事業に599万9,000円、障害児の早期発見・早期療育のための発達支援員を新たに配置し、発達支援の充実を図るための発達支援事業に38万円、教育相談などの地域子育て支援センター事業に741万3,000円、延長保育、一時保育促進事業に600万円、次世代育成ニーズ等実態調査等により児童環境づくり基盤整備事業が203万5,000円、子育て支援事業として、乳幼児と親同士が交流し、気軽に相談でき、子育てする親の不安解消を図るため、保健センター内に専門職員を配置し、週4日間開所しております、こどもひろば事業や地域子育てサロン、親子ふれあい事業および出産祝金の支給などの少子化対策・子育て支援事業に839万5,000円、妊婦健診の費用負担を軽減し、気軽に受診していただくための支援策といたしましては、前年度は5回までの受診については全額公費で負担しておりましたが、新年度より県内の助成方法の統一化が図られましたことにより、変わって、受診費用の一部を助成するように改め、12回つづりの助成券を配付し、助成回数を12回まで拡大することとし、これが妊婦健康診査業務委託料含めます母子保健事業が601万1,000円、健康づくりとして、健康増進事業、若年健診事業、後期高齢者健診事業では、合わせて1,424万8,000円とし、各種健診の機会と体制の充実を図り、各種健康教室、健康相談の充実など、健康づくり・予防事業などに取り組みをいたしてまいります。

次に、「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」でございますが、ふるさと竜王夏まつり実行委員会補助として250万円、スーセーマリー市からの中学生交流受入事業に96万9,000円、小学生国内地域間交流事業として北海道雨竜町への小学生の派遣事業として83万6,000円、児童・生徒教育相談カウンセラー設置事業に74万1,000円、心のオアシス相談員派遣事業に100万円、竜王小学校・竜王西小学校の電気設備改修に2,681万4,000円、ケア・サポーター派遣事業に35万6,000円など、増加傾向にある子どもたちの集団不適應や発達問題、心の悩みなどに対するカウンセリング、サポート事業に努め、人間として立派に成長できるよう育てまいりたいと考えております。

また、前年度に整備いたしました小学校教育用コンピュータ整備事業では、リース代等に679万9,000円、同じく前年度に整備をいたしました中学校コ

ンピュータ整備事業では、リース代等に385万4,000円、中学校体育館入り口ひさしの修繕に200万円、竜王幼稚園総合遊具等の整備に350万円、竜王町青少年育成町民会議発足40周年事業に係る新規事業を含めます社会教育関係団体補助事業に491万3,000円、アドベンチャー事業や通学合宿など学校5日制に向けたさまざまな体験活動促進事業に161万8,000円、まちづくりのための住民活動支援、まちづくり活動家や活動団体の育成のため、新たな取り組みとして、まちづくり交付金事業での交流地まち倶楽部育成事業に40万円、図書館図書購入費につきましては、乳幼児に対するお母さんの本の読み聞かせを進めるためのブックスタート事業の取り組みを含めまして618万円、10月に「第21回全国スポーツレクリエーション祭」が滋賀県内において開催されることになっており、竜王町においても一部競技が開催されますことから、その運営および内容の充実を図るため、全国スポーツレクリエーション祭実行委員会補助等で114万5,000円、社会体育振興業務委託を含め、保健体育総務費・一般管理事業に663万円、まちづくり交付金事業として武道交流会館建築工事設計業務に570万円など、町の教育振興と人材育成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」でございますが、まちづくり交付金事業として、農村運動広場照明器具修繕工事に1,000万円、ドラゴンハットの採光窓改善事業に500万円、公民館のコンバージョン事業に200万円、文化祭などふるさと文化振興事業に123万4,000円、公民館教室・講座開設事業に227万8,000円、国の重要文化財であります苗村神社不動明王立像の収蔵庫設置に係る事業補助を含めて、文化財保存活動事業に395万3,000円、大規模開発に伴う埋蔵文化財発掘調査受託事業に847万5,000円、中心核整備や工業団地造成に先立って、埋蔵文化財緊急発掘調査事業に1,007万2,000円、豊富な文化遺産の啓発として遺跡マップの作成や公開講座の開催など文化財啓発事業に265万9,000円などでございます。

次に、「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」でございますが、人事評価制度の導入に向けての研修等に34万8,000円、職員一般研修事業に168万9,000円、基幹系システムのリプレースリース代等のOA事務費・機器管理費に4,282万6,000円、地域創造まちづくり事業に145万6,000円、行政経営改革推進事業に31万5,000円など行財政改革に積極的に取り組み、住民皆さんに信頼される行政経営に取り組んでまいりたいと

考えております。

最後に、「その他」といたしまして、総合庁舎維持修繕事業に自動ドア修繕ならびに身体障害者用トイレでのストマ洗浄器設置のために234万円、4台の軽自動車を更新するため公用自動車購入事業に476万円、町勢要覧の改訂に300万円、町長選挙費に736万2,000円、農業委員選挙費に488万5,000円をそれぞれ予算計上したものでございます。

続いて、第2表債務負担行為につきましては、社会福祉法人やまびこ福社会知的障害者授産施設整備事業については、平成20年度から26年度までにおいて社会福祉法人やまびこ福社会が、知的障害者授産施設整備のため、社会福祉・医療事業団から借り入れた施設整備資金のうち利子に係る相当額について、基幹系システムリプレースに平成21年度から25年度までにおいて1億7,398万8,000円、グループウェアのリプレースに平成21年度から平成25年度までにおいて680万4,000円、LGWANリプレースに平成21年度から25年度までにおいて637万7,000円のそれぞれ限度額をお願いするものでございます。

さらに、小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務について平成20年度から平成27年度までにおいて768万円の範囲内の損失補償をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、農村運動広場整備事業について450万円、地域産業研修センター整備事業に90万円、道路新設改良事業に5,060万円、運動公園整備事業に220万円、社会体育施設建築事業に250万円、臨時財政対策債について1億6,000万円の限度額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第24号の提案理由といたします。

**議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**住民税務課長（山添登代一）** 続きまして、議第25号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を説明申し上げます。

お手元の特別会計予算の説明書1ページ、事項別明細書からご覧をいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額を8億7,500万円と定めたいものでございます。前年度と比較いたしますと6,300万円の増額となっております。



続いて、3ページでございますが、国民健康保険税につきましては、平成17年度に税率を引き上げをいたしました。医療費の増嵩や後期高齢者支援金が新たに必要となりましたこと、併せて退職被保険者の対象年齢が限定されましたことから、療養給付費等交付金が大幅に減少し、今般、会計運営上、税率改正を行わざるを得ない状況となりました。

なお、予算額は2億6,337万7,000円で、前年度と比較いたしますと2,543万3,000円の減となりますが、これは後期高齢者医療制度の実施により国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する後期高齢者の税額の減少によるものでございます。

続きまして、4ページでございますが、国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として歳出の保険給付費等の100分の34を見込んでおります。また、本年度より実施の特定健康診査に対する国庫負担金84万1,000円を見込んでおるところでございます。

次の財政調整交付金は、市町村間の不均衡を是正するものですが、2,766万3,000円で、2,265万5,000円の減額となっております。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるものでございますが、今年度より対象者を限定されたことにより、3,830万1,000円、前年度より9,357万円と大幅に減となりました。

前期高齢者交付金は、今年度より創設されました交付金でございます。65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みでございます。社会保険診療報酬支払基金が行うものでございます。本年度は、1億6,200万円を見込んでおるところでございます。

6ページの県支出金は、財政調整交付金が4,130万2,000円で、1,046万7,000円の増額となっております。これは、歳出の退職被保険者制度の一部廃止に伴いまして、退職被保険者が一般被保険者に移行することで増となるものでございます。

次に、本年度から実施の特定健康診査等負担金として国庫負担金と同額の84万1,000円を見込んでおります。高額医療費共同事業負担金、共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金は、1億1,196万2,000円でございます。

これは、高額な医療費が出た場合に交付してもらえる保険的なものでございますが、前年度より2,814万2,000円の増額となります。

7ページの繰入金につきましては、6,086万7,000円で、一般会計からのルール分の繰り入れに加えまして、本年度税率改正による大幅な税改正を緩和するため、2,000万円の繰り入れを行っております。

前年度との比較では289万3,000円増となっておりますが、前年度では、後期高齢者医療制度の電算関係のシステム変更経費として約1,700万円があったためでございます。

繰越金につきましては、前年度より141万4,000円の増額を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、10ページからご覧をいただきたいと思っております。

総務管理費483万4,000円でございます。前年度と比較いたしますと、1,829万3,000円の減額となります。これは、前年度には後期高齢者医療制度実施に伴います国保の電算プログラムの変更費用があったためでございます。

次に、賦課徴収費が145万1,000円、運営協議会費が25万2,000円、趣旨普及費が9万5,000円、それぞれ計上いたしております。

11ページからは、国保の本体部分でございますが保険給付費でございますが、一般被保険者の療養給付費7割の現物給付でございますが、4億4,950万円、前年度当初より1億3,950万円の増を見込んでおります。

退職被保険者療養給付費、これも7割給付の分でございますが、4,984万円、前年度当初より1億1,016万円の減と見込んでおります。

一般被保険者と退職被保険者の増減につきましては、本年度より退職者医療制度の一部廃止によりまして退職被保険者が一般被保険者へ移行することによる医療費の増減でございます。

また高額療養費につきましても、療養給付費と同様、退職被保険者と一般被保険者の高額療養費を組み替えをいたしておるところでございます。

13ページの葬祭諸費につきましては、支給額を「3万円」から「5万円」に改正し、100万円を計上いたしております。

出産育児一時金につきましては、385万円を計上いたしております。

次に、後期高齢者支援金等ですが、本年度より創設される支援金でございます。

後期高齢者医療制度実施に伴いまして、各保険者が後期高齢者の医療費用の12分の4を支援するものでございまして、社会保険診療報酬支払基金が取りまと

めを行うものでございます。本年度は1億643万5,000円を見込んでおります。

14ページの前期高齢者納付金等でございますが、歳入でもありましたとおり、65歳から74歳までの医療費につきまして、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する仕組みでございまして、国民健康保険者としての負担金として3万9,000円の予算計上をいたしております。

老人医療拠出金は、2,846万5,000円と、前年度と比較いたしまして6,378万7,000円の減となっております。これは、後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、平成20年度分としては3月診療分を拠出する必要があるため、一月分の計上となりました。

介護納付金であります。4,785万円を計上いたしておりますが、これは国民健康保険税の介護納付金現年分と国県支出金などを合わせて支払基金へ納付するものでございます。

15ページの高額医療費の共同事業拠出金は、80万円を超える医療給付があった場合に、市町の拠出金から一定額が支給される再保険で、その財源は国・県が4分の1ずつ、町が2分の1を持つものでございます。

また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、30万円を超え、80万円未満の医療給付が対象となります。市町の拠出金から一定額を支給される制度ですが、8,703万円を計上いたしております。

次に、保健事業費については、医療制度改革で平成20年度より国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の指導を義務づけられましたことによりまして、特定健康診査等事業として783万4,000円を計上いたしました。

次に、17ページの施設勘定繰出金ですが、歳入で国から収入いたしました特別調整交付金を施設勘定予算へ、医科について、医療用機材購入補助金30万円を、歯科については、歯科保健センター事業として100万円と、医療用機材購入補助として206万6,000円の合計336万6,000円をそれぞれ繰り出すものでございます。

今後も、住民皆さんの健康づくりや保健事業の推進と広報を通じたの情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努めるとともに、国保財政健全運営にさらに努めてまいりたいと思います。

続きまして、議第26号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

事項別明細書の21ページをご覧をいただきたいと思います。

医科でございますが、歳入歳出予算の総額を8,200万円と定めたいものでございます。

22ページの診療収入、外来収入の診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入ですが、7,720万4,000円とするもので、介護サービス収入は介護保険サービスを提供したことによる報酬収入が36万8,000円を計上いたしております。

23ページ、使用料及び手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

事業勘定繰入金につきましては、医療機材心電図装置更新に伴う国庫補助金分の繰入金でございます。

また、財政調整基金繰入金につきましては、医療機材心電図装置と公用車の更新に伴う一般財源としての繰入金でございます。

歳出でございますが、25ページから27ページにかけまして、診療施設の運営維持管理として総務費が4,263万5,000円を計上いたしております。

医業費については、特に後発医薬品の導入により経費削減を図ってまいりたいと存じます。

後発医薬品等の使用による患者さんの窓口負担をできるだけ軽減し、サービス向上に向け、第一次診療としての役割を発揮してまいりたく、患者さんと医師とのインフォームド・コンセントが適切に行われ、特に疾病の克服ができるよう、お互いの信頼関係を築いてまいりたいと思います。

次に、37ページの歯科でございますが、歳入歳出予算の総額を5,700万円と定めたいものでございます。

38ページですが、診療収入は診療所運営の根幹をなし、4,019万6,000円を計上し、介護サービス収入については34万3,000円を計上いたしております。

39ページの事業勘定繰入金の306万6,000円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助100万円と医療機材デジタル線装置購入に伴う国庫補助金206万6,000円の繰入金でございます。

次の一般会計繰入金については、800万円でございます。これは、歯科保健

センターにおける保健事業に対するものでございます。

41ページから43ページの歳出でございますが、歯科診療所の運営維持管理費用として、また町民皆さまの歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として4,230万1,000円を計上いたしております。

次の医業費では、1,433万3,000円と、対前年477万8,000円の増額でございます。これにつきましては、医療用機械器具デジタルX線装置の購入によるものでございます。

44ページ、基金積立金5万6,000円は、基金の利子です。

公債費につきましては、一時借入金利子として1万円を計上いたしております。

今年度も、的確な診療業務に努めまして、虫歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」を目標に、歯科保健センターと保健センター、町内の歯科医院、医科診療所、医療機関との連携を図りながら、「健康づくりは健康な歯から」「治療より予防」を合い言葉に、乳幼児から高齢者までの醸成づくりが大切であり、強いては医療費の適正な使用につながるものと考えております。

また、受診の困難な高齢者への訪問診療についても、関係機関と連携を図りながら、介護予防事業の取り組み等、生活の質の向上に向け努力してまいりたいと思います。

続きまして、議第27号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

事項別明細書の53ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,500万円と定めたいもので、前年度と比較いたしますと7億9,500万円の減額となっております。

これにつきましては、老人保健医療制度がこの3月末をもって終了し、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日より施行されますことから、老人保健医療事業特別会計からは3月診療分の一月分の医療諸費となるものでございます。

54ページ、歳入からですが、社会保険診療報酬支払基金交付金として7,118万8,000円で、対前年4億915万2,000円の減でございます。

国庫支出金、県支出金、繰入金とも、それぞれルールどおりの収入を計上いたしております。

56ページ、歳出でございますが、総務費が7万7,000円、医療諸費が全体では1億3,492万2,000円で、前年度と比較しますと7億9,461万6,

000円の減でございます。

以上、議第25号から議第27号までの提案理由の説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第29号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書につきましては、89ページと「特別会計の歳入歳出予算に関する説明書」の63ページからでございますが、別に配付させていただいております「予算の概要」の88ページ、「平成20年度竜王町下水道事業特別会計予算書の概要」に基づきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,100万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、2億4,400万円の増額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては、分担金および負担金として343万1,000円、これは平成20年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金等でございます。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億4,342万3,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水が920万8,000円と公共下水道が1億3,421万5,000円であります。

次に、国庫補助金として9,200万円を計上させていただいております。前年度との比較では、600万円の増額でございます。

次に繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億7,716万6,000円を計上させていただいております。

その内容といたしましては、農業集落排水事業分として1,220万8,000円、公共下水道事業分2億6,495万8,000円として繰り入れをお願いするもので、前年度との比較では1,189万7,000円の増額でございますが、これは事業に対しての補助対象額の関係からなる増額でございます。

次に、繰越金が100万円でございます。これは、平成19年度事業分の繰越額でございます。

次に、雑入では、松が丘污水管布設替負担金等といたしまして、2,009万8,000円を計上いたしております。前年度と比較しますと、1,939万7,000円の増額でございます。

次に、町債でございますが、5億1,370万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債2億90万円と琵琶湖流域下水道事業債7,370万円、下水道高資本費対策借換債2億3,910万円であります。前年度との比較では、2億130万円の増額となるもので、これは繰上償還に伴う借換債から来る増額でございます。

次に、歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして、1,068万3,000円を計上させていただいております。前年度との比較では、3,259万円の減額となるものです。これは、事業費の減額によるものでございます。

農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代等に363万5,000円、処理場の管理委託料に704万8,000円でございます。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、9,108万円9,000円を計上させていただいております。前年度比較では、533万5,000円の増額となるものです。これは、使用料収入に対して工事費等の減少に伴う消費税額の納税から来る増額でございます。

その内容といたしましては、人件費に881万7,000円、報償費に174万円、電気代等765万7,000円、委託料866万1,000円、公課費471万3,000円、また県に支払います流域下水道維持管理負担金5,950万1,000円でございます。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして2億4,483万8,000円を計上させていただいております。前年度との比較では、1,088万4,000円の増額となるものです。これは、事業費の増額によるものでございます。

その内容としましては、人件費が1,477万1,000円、庁費事務費が282万2,000円、委託料に1,306万円で、これは次年度以降の施工予定地の測量設計委託料でございます。

工事請負費といたしましては、1億5,300万円で、その工事場所といたしましては、薬師及び岡屋を予定しております。

補償費は3,570万円ですが、これは水道管等の移転補償費であります。

また、流域下水道事業建設負担金といたしまして2,548万5,000円あります。

次に、公債費ですが、7億389万円を計上させていただいております。前年度比較では、2億6,037万1,000円の増額となるものです。これは、

繰上償還に伴う借換債返済元金の増額によるものでございます。

その内容といたしましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債・借換債返済の元金償還金が5億2,756万円と、同利子償還金が1億7,633万円であります。

次に、第2条の地方債の関係でございますが、第2表に地方債の限度額といたしまして5億1,370万円の予定をしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**議長（寺島健一）** 北川住民福祉主監。

**住民福祉主監（北川治郎）** 続きまして、議第30号、平成20年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

お手元の特別会計予算の説明書81ページ、事項別明細書からご覧いただきたいと思っております。

平成20年度介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,100万円と定めたいものであります。前年度と比較いたしますと、200万円の増額でございます。

増額の主な理由は、総務費が271万1,000円の減、保険給付費が250万円の減、地域支援事業費が706万2,000円の増などによるものでございます。

まず、歳入予算でございますが、82ページの保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者で社会保険庁などで年金から徴収されます特別徴収保険料などで9,484万9,000円を見込んでおります。

83ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が9,048万5,000円、調整交付金が2,786万円、地域支援事業交付金が介護予防事業で220万6,000円、包括的支援事業・任意事業で326万6,000円と、それぞれルールの負担分を計上しております。

84ページの支払基金交付金につきましては、第2号被保険者の保険料を原資に介護給付費交付金が1億5,422万5,000円、地域支援事業支援交付金が273万5,000円を社会保険診療報酬支払基金からの交付金として計上しております。

県支出金につきましては、介護給付費負担金が7,120万2,000円、地域支援事業交付金が介護予防事業で110万3,000円、包括的支援事業・任意



事業で163万3,000円と、ルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子を27万3,000円計上しております。

繰入金は、一般会計からの繰り入れとして、介護給付費繰入金がルール分で6,218万8,000円、その他繰入金が1,523万1,000円、地域支援事業繰入金が介護予防事業で110万3,000円、包括的支援事業・任意事業で163万3,000円を計上しております。

88ページの歳出予算でございますが、総務費では、一般的な被保険者等の管理費用として104万9,000円を、介護保険料の賦課徴収費として114万円を、介護認定審査会費として710万4,000円を計上しております。

介護認定審査会費は、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査する審査会として、近江八幡市・安土町・日野町および竜王町で共同設置しております介護認定審査会への負担金であります。

90ページの保険給付費でございますが、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が4億3,460万円、介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,515万円、特定入所者介護サービス等費が1,865万円で、その他の保険給付費を含め、全体で4億9,750万円を計上しております。

本町における要支援・要介護認定者数は、平成19年12月末現在で347人で、そのうちサービス受給者は319人となっております。

昨年と同時期と比較しますと、認定者数で8人の減、マイナス2.3%の伸び、サービス受給者では32人、11.1%の伸びとなり、認定者数は減少しておるものの、サービス受給者は増加しております。

これは、軽度の要支援者の認定が減少し、サービス利用の必要な要介護の認定者数が増加したことによるものです。

保険給付費につきましても、施設利用に係る給付費が減少しておりますが、居宅介護や施設整備の充実による地域密着型介護サービスに係る給付費が増加しており、全体としてはほぼ前年度並みの予算計上をしております。

93ページの地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が882万3,000円で、特定高齢者に対する運動機能向上教室の充実や老人保健法の廃止に伴い、新しく平成20年度より介護保険法に基づく特定高齢者に対する生活機能

評価を実施することとなったこと、また平成19年度まで一般会計において予算計上いたしておりました「おたっしゃ教室」委託料について、地域支援事業費の中で実施することとなったことにより580万8,000円の増、包括的支援事業・任意事業費が1,367万5,000円で、地域包括支援センター運営事業費の増により125万4,000円の増となっております。

以上、平成20年度竜王町介護保険特別会計予算の概要説明とさせていただきます。今後も、適正な介護保険の運営に心がけ、ご本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援し、介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努めてまいりたいと思います。

今後も、引き続きご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** この際、申し上げます。

会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

田中建設水道課長。

**建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第32号、平成20年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,660戸、年間総配水量といたしまして174万8,000m<sup>3</sup>、一日平均給水量は4,300m<sup>3</sup>を予定するものでございます。

さらに、主な建設改良事業といたしまして、送水管布設工事および下水道事業に伴います配水管布設替工事等を実施する計画でございます。その事業費といたしまして、1億80万円を予定いたしているものでございます。

次に、第3条予算および第4条予算につきましては、提出議案説明資料93ページの予算の概要によりましてご説明いたします。

第3条予算の関係でございますが、収益的収入および支出の予定額といたしまして、3億円と定めております。前年度と比較しますと600万円の減額で、2%の減額となるものでございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億8,392万円でございます。その主な収入といたしましては、給水収益の水道使用料が2億7,980万円で、前年度比較では40万円の減額でございます。

営業外収益につきましては、1,608万円で、その主な収入といたしましては、町補助金が1,550万円で、前年度比較では330万円の減額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が2億8,808万2,000円でございます。

その主な支出といたしまして、県水受水費が1億8,298万5,000円で、前年度比較では1,463万7,000円の減額でございます。これは、基本料金等の変更からの減額でございます。

減価償却費が3,690万円、人件費が3,284万4,000円、委託料が45万8,000円でございます。

その他の営業費用につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

次に、営業外費用といたしまして、1,171万8,000円でございます。その主な支出は、支払利息951万8,000円等でございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出でございますが、資本的収入が8,120万円でございます。前年度と比較しますと、7,380万円の減額となります。

次に、資本的支出といたしましては、1億3,195万3,000円でございます。前年度と比較しますと、8,754万9,000円の減額となります。

その主な支出といたしましては、改良事業費が1億80万円であります。これは、薬師配水池送水管布設工事および下水道事業に伴います配水管布設替工事等に伴います設計委託料と工事費でございます。

次に、企業債償還金といたしまして2,950万3,000円でございます。これは企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして5,075万3,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に予算書の2ページをご覧ください。

第5条で企業債の限度額を4,550万円に、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費3,284万4,000円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして1,550万円、第9条でたな卸資産の限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、平成20年度の水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** 山口町長。

**町長（山口喜代治）** 次に、議第33号、町道路線の変更につきまして提案理由を

申し上げます。

議第33号、町道路線の変更につきましては、町道小口八重谷線の道路延長の変更認定をお認めをいただくものでございます。

平成19年12月の定例議会においてお認めいただきました「町道薬師砂山線」に接続するもので、インター周辺における地域活性化を図るため、併せて広域道路網として計画しております（仮称）野洲竜王線の導入部の位置づけとして、今回、町道路線の変更をお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第5号から議第33号までの29議案につきまして順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

**議長（寺島健一）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議員派遣について

議長（寺島健一） 日程第32 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後5時03分